

JJPA

Japan Prefabricated Construction Suppliers
& Manufactures Association

July 2010
vol.39-
238

CONTENTS

- 02 グラビア
**自然災害の
“もしも”に
備えて**
応急仮設住宅の建設
都道府県との協定締結から
防災訓練への参加まで
- 04 インタビュー
**太陽光発電よりも太陽熱利用を
中上 英俊**
ソーラーエネルギー利用推進フォーラム会長
- 08 2010年度に向けて
和田会長
“環境”なくしてプレハブ住宅はない
通常総会を開催
理事会を開催
主な活動 PC建築部会
住宅部会
規格建築部会
教育委員会
瑕疵担保保険推進委員会
- Topics
17 「良好な住環境の設計ガイドライン」
をHPに紹介
住宅部会環境分科会
- 18 平成21年労働災害発生状況報告
住宅部会労務安全分科会



応急仮設住宅 の建設

自然災害の[〃]もしも[〃]に備えて 都道府県との協定締結から防災訓練への参加まで

応急仮設住宅はスピーディな建設
が大きな特徴。6戸×20棟（120
戸）モデルの場合、着工から完成
まで概ね3週間となります。

いつ発生するかわからない自然災害。地震や台風などは、時
によっては人に、街に甚大な被害を与えることがあります。
そんな時、復興に向けた第一歩として必要不可欠なのが住
まいです。家族が安心して集える住まいがあつてこそ、活力が
生まれてきます。
そのための応急仮設住宅供給の一翼を担っているのが、社
団法人プレハブ建築協会の規格建築部会です。
規格建築部会では、もしもの時に備え、日頃から様々な取
り組みを続けています。全都道府県と災害協定を結び、さまざ
まな情報提供を行い、全国各地で行われる防災訓練への参加
などを続けています。

応急仮設住宅建設実績一覧表（単位：戸）

発生年	都道府県	戸数	備 考
2000	北海道	734	有珠山噴火災害（虻田町・伊達市・壮瞥町・豊浦町）
	岐阜県	13	恵南豪雨災害（上矢作町）
	鳥取県	28	鳥取県西部地震災害（日野町）
	島根県	9	鳥取県西部地震災害（伯太町）
2001	高知県	10	台風15号高知県西部大雨災害（土佐清水市）
2003	宮城県	162	宮城県北部連続地震（南郷町・矢本町・河南町・鳴瀬町・鹿島台町）
2004	新潟県	400	新潟豪雨災害（三条市・長岡市・中之島町）
	福井県	21	福井豪雨災害（福井市・美山町）
	徳島県	39	台風19号災害（上那賀町・木沢村）
	三重県	4	台風22号災害（宮川村）
	愛媛県	14	台風22号災害（新居浜市）
	香川県	13	台風23号災害（坂出市・東かがわ市）
	新潟県	3,460	新潟県中越地震（長岡市ほか12市町村）
	福岡県	230	福岡県西方沖地震（福岡市）
2005	鹿児島県	12	台風14号災害（垂水市）
	宮崎県	31	台風14号災害（高岡町・諸塚村）
	石川県	334	能登半島地震（輪島市・七尾市・穴水町・志賀町）
2007	熊本県	9	台風4号災害（美里町）
	新潟県	1,222	新潟県中越沖地震（柏崎市・出雲崎町・刈羽村）
2008	岩手県	8	岩手・宮城内陸地震（奥州市）
	宮城県	63	岩手・宮城内陸地震（栗原市）
	石川県	8	平成20年7月大雨災害（金沢市）
2009	兵庫県	42	台風9号災害（佐用町）

※規格建築部会関与のみ

モデルハウスやパネル展示で情報を発信 日頃の活動が“一日でも早く”の声に応える

自治体などの関係者や一般の住民の応急仮設住宅に対する理解を深めていただくとともに、災害が起こったときに迅速に対応できるよう、全国各地で行われている総合防災訓練に積極的に参加しています。

モデルハウスや応急仮設住宅に関するパネルなどを展示し、実際に見ていただくだけでなく、過去の建設事例や組み立て方などについても紹介しています。

また、自治体と図上訓練なども行っており、“もしも”の時に備えての準備を整えています。



防災訓練でモデルハウスを展示

モデルハウスでは見学者からの熱心な質問に対応し、理解を深めていただきます。(左)

図上訓練では災害発生から応急仮設住宅の建設までを想定するシナリオに沿って建設の手続きなどを行っています。(下)



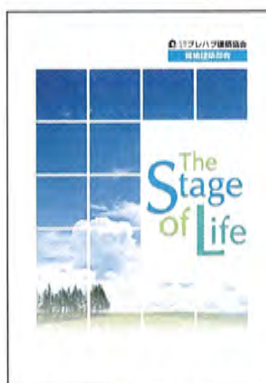
応急仮設住宅は、災害救助法に基づいて被災者に貸与されることになっています。

フレハブ建築協会では全国47都道府県と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」を締結し、情報の交換、建設の準備、手続き、資材部材の調達、建設などを一元的に管理しています。

この協定により、被災者の安全で安定した生活を一刻でも早く確保するための応急仮設住宅を迅速に建設することができます。

また、毎年「応急仮設住宅建設関連資料集」を改定するとともに、各地方自治体を訪問して意見交換なども続けています。

こうした日頃からの活動が、実際に大規模災害が発生した時の迅速な対応につながっています。



学校や店舗なども紹介する写真集



毎年改訂している資料集

太陽光発電よりも 太陽熱利用を

～これまでとは違ったアプローチでの ブレイクスルーに期待～

“脱炭素”社会が目指されるなかで自然エネルギーの活用が積極的に進められている。そうしたなかで、あらためて脚光を集めているのが太陽熱利用だ。第二次オイルショックの頃に普及し、時代の変化とともにその市場を縮小してきた太陽熱温水器。今、なぜその復権なのか――。昨年立ち上げられた「ソーラーエネルギー利用推進フォーラム」の会長である中上英俊氏（住環境計画研究所所長）に聞いた。

注：このインタビューは2010年6月9日に行われました。



ソーラーエネルギー利用推進フォーラム
会長
（住環境計画研究所所長、博士（工学））
中上 英俊（なかがみ ひでとし）氏
略歴 1945年生、1968年横浜国立大
学工学部建築学科卒、1973年東京大学大
学院工学系研究科建築学専門課程博士課程修
了、同年住環境計画研究所を創設。
東京工業大学統合研究院特任教授／慶應義
塾大学S・D・M研究科教授／経済産業省総
合資源エネルギー調査会委員／環境省中央環
境審議会臨時委員／国土交通省社会資本整備
審議会専門委員

「脱炭素」であらためて
太陽熱にスポット

中村 昨年、ソーラーエネル
ギー利用推進フォーラムが設
立され、その会長に就任され
ました。本日は太陽熱利用に
ついて、お話をいただきたいと
思います。

まず、現在の太陽熱利用の
マーケットの状況と、それを
取り巻く環境、そのなかでの
フォーラム設立の意味などに
教えてください。

中上 太陽熱温水器の販売台
数は、第二次オイルショック
の頃の1980年がピークで、
年間80万台程度の規模でした。
その後、石油価格が下がるに
従って落ち込み、1990年
には15万台となり、その後、
若干盛り返しかけたのですが、
某メーカーの強引な訪問販売
によるイメージダウンなども
あり、現在では年間6万〜7
万台程度の販売台数で推移し
ています。

太陽熱利用が普及している
ドイツは、セントラル給湯シ
ステムと一体化して普及を図

ってきました。

日本では、給湯システムのセントラル化の過程で太陽熱温水器はオミットされてしまいました。セントラル化を進めたガスや石油の業界にとって、太陽熱温水器を組み込むことは売り上げが下がることになり、営業戦略上、積極的な取組が避けられたのです。わが国における太陽熱利用の普及にとっては非常に不幸なことでした。

しかし、ここに来て俄かにソーラーが脚光を集めています。これはエネルギー政策、地球温暖化防止の動きと密接に関係しています。

政府は化石燃料の高度化利用、基本的には脱炭素という姿勢を打ち出しています。

電力については、新エネルギー利用という点から太陽光発電の普及を進め、余剰電力の買取制度やRPS法など、再生可能エネルギーの利用推進をいち早くスタートしています。

一方、ガスや石油についてはバイオガスやバイオガソリンなどがありますが、色々と

課題があり、普及しているとはいえません。

そうしたなかで、あらためて太陽熱利用が着目され、ガス業界としても、これに真剣に取り組もうという流れがおこったのです。

そこで日本ガス体エネルギー普及促進協議会が太陽熱利用機器の普及に向けて2009年6月に設置したのが「ソーラーエネルギー利用推進フォーラム」です。

フォーラムの目的は、環境性能に優れた住宅・建築物の普及拡大です。具体的な活動内容は、初年度ということもあつて技術的なことなどを中心に取り組んでいます。例えば、海外の状況や、基本的な問題点などの調査、検討などです。

また、6月30日にパシフィコ横浜（神奈川県）で、ソーラーエネルギーに関する大規模な国際会議が開催され、そのサブセッションの一つとしてフォーラムの成果報告を行う予定です。

ソーラーシステムは建築との兼ね合いが非常に大きいこ

フォーラムには新エネ・省エネのエキスパートが全員集まった

とから、建築関係の方々がフォーラムに多く参加しています。わが国の建築における省エネルギー・新エネルギーについてのエキスパートが全員集まっているといってもいいでしょう。

この活動がうまくいくと、これまでと違った形で太陽熱利用が復権し、新たな認知を得ることができるとはいいかと思っています。

さらに、フォーラムはソーラーシステムのメーカーだけでなくガス会社あげての取組です。こうした社会的信頼度が非常に高い企業を中心になつて進めていくことは、ユーザーの安心、信頼につながります。その意味でもこれまでと違った展開が期待できます。

もう一つ期待するのは、プレハブ住宅メーカーを含めた住宅供給者です。どのような協体制がとれるのかも含めて検討していきたいと思つていますが、是非、フォーラムに入っていただき、もう一押ししていただけると磐石の態勢になります。

**効率は太陽光の4～5倍
コストも安い**

中村 今、太陽光発電が急速に普及していますが、太陽熱利用のメリットとは何なのでしょうか。

中上 私は、経済産業省の総合資源エネルギー調査会・新エネルギー部会に16～17年にわたつて出席してきましたが、一貫して「太陽光発電よりは太陽熱利用だ」と訴えてきました。

太陽光発電システムは、補助金や余剰電力の買取制度など政策的な手厚いバックアップが行われ、10年前に比べればイニシャルコストは下がり、発電効率は上がってきました。しかし、太陽熱利用の方がさまざまな面で勝っています。太陽光発電の効率は15%程度にまで上がりましたが、太陽熱利用は熱の回収率が平均で40～60%と、太陽光発電に比べて4～5倍違います。また、イニシャルコスト、ランニングコストも太陽光発電に比べれば安いのです。

ただ、私の個人的な考えでいえば、太陽熱利用システムもまだまだ高いと思います。審議会でも、「安い普及版を開発することも立派な技術開発であり、それに對してもつと援助すべきだ」といっているのですが、なかなか難しいですね。これから量産化が進めば価格も下がってくると思います。

中村 今後、太陽熱利用システムをあらためて普及させていく上で、その課題やポイントはどのようなことでしょうか。

中上 普及に関しては、これまでとは違った切り口、アプローチが求められます。

太陽熱温水器が急速に広まった時、最大のデメリットは農協でした。農家ではお風呂を沸かす人がいなかったことから、薪をくべっぱなしで出かけて火事を起こすこともありました。太陽熱温水器があれば新入れの心配もなくお風呂に入るができます。農家のライフスタイル、ワー

クスタイルに非常に上手くマッチングしたのです。しかも、エネルギーインフラが整備されていない地域です。一番、導入しやすかったのです。

逆に都市部ではすでにインフラができていたため普及が難しかった。

ですから、これから都市部で太陽熱利用システムをもう一度巻き直すとなると、違った切り口、違ったアプローチが必要で

す。今回の動きはエネルギー産業がコミットしていますから、かなり大きなブレイクスルーが期待できます。

ただ、残念ながら、東京や大阪の場合は、圧倒的なマーケットは集合住宅です。戸建住宅であればシステムとの相性もよいし、乗せやすいのですが、集合住宅ではそうはいきません。ガス業界ではペラペラに置くタイプを開発し、比較的デザインもきれいに仕上がっていますが、まだ、価格には高いといわざるをえません。

ドイツのように住棟セント

ラルのようなシステムならば問題ないのですが、現状では、屋根にパネルを載せても、それを各戸に落とすための配管が必要になります。

戸建住宅については、ガスの売上の過半を占めている東京ガス、大阪ガスが集合住宅にかなりの軸足を置いていることは分かりますが、もう少し力を入れていただければなと期待しています。

それはプロパンガスの業界も同様です。プロパンガスの価格は都市ガスに比べて5割地域によっては2倍の場合もあります。太陽熱利用システムを入れればもつとコストが下がり、ユーザは支払い可能な領域で給湯も暖房もできる可能性が出てきます。

中村 これからの普及という意味ではデザインもポイントになると思います。もう少し工夫の余地があるのではないのでしょうか。

中上 おっしゃるとおりです。わが国の太陽熱温水器でポピュラーなものは、自然循環型

と呼ばれるものです。これは屋根の上に集熱器とタンクを置くタイプで、デザイン的に洗練されているとはいえませんが。

ただ、太陽光発電に比べて小さい面積ですむのがメリットです。太陽光発電は3kWで20〜30㎡程度が必要ですが、太陽熱の場合は4〜5㎡あれば十分です。よほど変わった屋根デザインでなければ問題なく設置できます。

ドイツでは天窓とデザインをマッチングさせるなど、さまざまな工夫をしています。デザイナーの腕の見せ所なのではないでしょうか。

「見える化」とHEMSの連動でさらなる省エネも可能に

中村 今、HEMSやスマートグリッドなど、新たな動きが出てきています。そのなかで太陽熱利用はどのような組み込み方がなされるのでしょうか。

中上 フォーラムでは「グリーン熱証書」のようなものを

発行しようというアイデアを持っています。将来、排出権取引のようなものがあつた場合に、その証書をもつていけばいくらで売ることができ

る。そうした発想はあるのですが、唯一の難点は、どうやって熱量を計るかということですが、電気はメーターで計ることができそうですが、熱量は非常に難しい。

ただ、こういう発想を進めていくと、HEMSやITと

いったことと絡んできます。

中村 孝

ミサワホーム株式会社経営企画部広報・IR担当部長、1955年東京都豊島区生まれ、1979年日本大学理工学部建築学科卒業、同年ミサワホーム株式会社入社。技術部、生産設計部、環境推進部、技術環境部等を経て現在に至る。



モニタリングシステム、いわゆる「見える化」の取組も進んできました。

中上 住環境計画研究所でも、「見える化」については色々な省庁と仕事をしてきましたが、「見える化」するだけでは使用エネルギーが1〜2割も減るといったことはありません。一瞬減って、また、リバウンドしてしまうのです。それだけですと数%の効果ぐらいいかないのではないかと思っています。

ただ、どういう情報を与えるか、どういうコントロール

につなげていくかを進めていけば、この先、減る可能性はあります。

省エネ行動をとっているかどうか、20〜30項目を5段階程度で評価してもらい、エネルギー消費量とつきあわせるという調査を行ったことがあるのですが、あまり頓着しない人と普通の人、そして省エネ行動を取っている人では、エネルギー消費量はプラスマイナスで2〜3割違いました。意識していない人は平均よりも3割程度高く、省エネ意識が高い人は2割程度低いのです。



“住”に対する憧れを引き上げる プレハブは重要なメッセージ

特に冷暖房に限ってみると、省エネ意識が高い人と低い人では2倍くらいエネルギー消費量が違います。

そのあたりに今後の可能性を感じます。省エネ行動をとっていない人が25%程度いますので、「見える化」で、どのような情報を出すかによって効果が期待できるのではないのでしょうか。

技術で2〜3割のエネルギーを削減することは非常に大変なことです。人の意識というものはそれだけ大きいものなのです。

「見える化」をHEMSとうまく連動させて次の行動につなげる、場合によっては強制的にシステムのモードを切り替えて働かせる、しかも快適性は損なわない——これは将来、十分成立可能な技術ですから、今後、そうしたものが普及してくると思います。

中村 太陽熱利用の普及なども含め、今後、プレハブ業界に対して期待されること、ご提言などをいただければと思います。

中上 プレハブメーカーは、

日本の住宅の居住水準の向上について、先頭を切って取り組んでおられると見ています。ですから、今まで通り最先端の居住水準を提供するメーカーであるという姿勢を貫いていただければと思います。

「いつかはクラウンに」というトヨタ自動車の有名なキャッチコピーがあります。今は軽自動車やカローラも売れませんが、いつかはクラウンに、と夢を売っているのです。

プレハブ住宅メーカーも同じように、ある意味夢を売っておられるわけです。住宅はこうありたいな、ああした住まい方をしたいな、消費者にそう思っていたら、重要な情報のメッセージヤーの役割をさせていただいていると思います。

住宅のクラウンを売り続けることで人々の意識、「住」に対する憧れを引き上げる、そうした役割を率先して続けていただきたいと思います。

“環境”なくして プレハブ住宅はない

プレハブ業界には 社会を牽引する力がある

現在の日本経済にとって一番大切なことは景気対策です。そのためには政府が策定した成長戦略を確実に進めていくことが重要です。

その成長戦略の柱として重要なのが「環境」だと考えています。

CO₂排出量の削減は喫緊の課題ですが、なかでも民生部門のCO₂排出量は、京都議定書が議決された時に比べて増加しており、深刻な状況です。今後は住宅政策の要として、徹底的に「環境」への

取り組みを進めなければなりません。プレハブ住宅産業に携わるハウスメーカーは、「環境なくしてプレハブ住宅はない」という意識をもたなければなりません。

プレハブ住宅が住宅着工全体に占める割合は現在約16%ですが、社会を牽引する強い力を持っています。社会的にも環境に対する意識が非常に高まっているなかで、我々は「環境」を強く打ち出していく必要があります。

住宅は社会的資産であり、長期にわたって使い続けるものです。住生活基本法も、高品質な住宅をつくり長期間住

み続けようという考えのもとに制定されました。50年先、100年先を見据えたうえで、「環境」を考え、プレハブ住宅産業に携わる皆が意識を高めて取り組むべきだと思います。

我々自身がそうした取り組みを行うことで、プレハブ住宅業界が活性化し、住宅産業全体に波及すると同時に雇用の創出にもつながります。

既存住宅の

エコリフォームなしに

環境問題は解決できない

「環境」という視点に立つ



社団法人プレハブ建築協会

和田勇会長

て考えると、これからはリフォームが非常に重要になります。

年間70万〜80万戸の新築住宅をすべて環境対応の住宅にしても、政府が掲げたCO₂排出量25%削減目標は達成できるものではなく、既存住宅のエコリフォームなしに問題は解決できません。

これから新築する住宅は言うに及ばず、既存の住宅にも目を向け、環境配慮型のリフォームを行うなど、我々自身が環境対策を真剣に進めていく必要があります。

ハウスメーカーは過去に建築した住宅の履歴を持っていきますので、まずは、自社で建築した住宅のリフォームを着実に進めるべきです。新築が減ったからリフォームを、という考え方ではなく、自社で建築した住宅に対して自らが責任を持つ、そうあるべきだと思います。また、それがお客様に対する義務ではないかと思えます。

政府もリフォームに対して積極的な施策を講じています。新築住宅の建築だけではなく、

環境対策のリフォームに取り組み役割を我々が担い、環境配慮の住宅づくりを牽引することで、住宅業界が高く評価され、業界全体の発展にもつながっていくと思えます。

環境配慮の支援策をワンパッケージ化に

住宅の環境配慮を進める支援策の一つとして、「住宅エコポイント」制度が創設されました。

大変有意義な制度だと思えますが、現状の制度ではその対象が狭いと感じています。住宅のエコポイントであるならば、現在打ち出されているさまざまな支援制度を、国土交通省、経済産業省、環境省といった所管の枠を超え、すべてを一元化し、ワンパッケージにするのが本当の意味でのエコポイントではないかと考えます。

太陽電池や燃料電池、高効率給湯器などそれぞれで設けられている補助金をワンパッケージにして、環境配慮型の住宅をつくる、環境配慮型のリフ

フォームをするための制度としていたきたい。それが一番の環境対策になるのではないのでしょうか。

今後、この制度を拡大・拡充する方針だと聞いていますが、政府もその方向性で検討されるよう期待しています。

景気の波を超えて

数十年後を見据えた住宅を

平成21年度の新設住宅着工戸数は77万5000戸強と、45年ぶりに80万戸を割り込みました。

その数ばかりが取り上げられていますが、過去と比べて建設投資資金はどうだったのか。戸数だけを見ても、どのような住宅が建設されたのかはわかりません。小さなアパートも一戸であり、一億円の家も一戸です。これらを一緒に扱うことには疑問を感じます。

建設投資資金を比較してみると、現在建築している住宅の質がどれだけ向上しているのかがわかると思えます。お

そらく170万戸時代に建てた家は、今から比べれば一戸当たりの金額はかなり低かったのではないのでしょうか。

着工戸数は大切な要素の一つですが、低価格で質の良い住宅を多数建築することより、長期優良住宅のような実質的に質の高い住宅をどれだけ建築していくかに主眼を置くほうが、社会的資産として住宅の価値を高めることにつながります。価格だけを追い求めた低価格の住宅を建築した場合に、のちに辛い思いをするのはお客様です。お客様が数十年後に「この家にして良かった」という家をつくるのが、今の時代に必要なことです。

住宅は少し値段が安いからというだけで選ぶものではありません。将来にわたって長く住み続けていくわけですから、景気の波を超えた長期的な視点が求められます。プレハブ住宅産業は、そうした観点から住宅業界をリードしていく重要な役割を担っていると思えます。

第48回 通常総会開催

5月31日午後1時30分、如水会館(東京都千代田区)にて、第48回通常総会を開催した。

第1号議案 平成21年度事業報告及び決算報告に関する件
原案のとおり承認した。

審議に先立ち、来賓の橋本公博・国土交通省住宅局住宅生産課長、渡邊宏・経済産業省製造産業局住宅産業室建設課長にご挨拶を頂いた。

第2号議案 平成22年度事業計画及び収支予算に関する件
事業計画の提言・要望等の事項について、省エネや住宅版エコポイント制度の拡充についての1項目を追加することとして、本議案を承認した。

総会には正会員39社が出席し、和田勇会長(積水ハウス株式会社社長兼CEO)を議長に、議案を審議し、次のとおり承認・決定した。

第3号議案 平成23年度4月・5月暫定事業計画及び暫定収支予算に関する件

役員名簿 平成22年5月31日現在

積水ハウス株式会社社長兼CEO
安藤建設株式会社社長(PC建築部会長)
旭化成ホームズ株式会社社長(住宅部会長)
大和ハウス工業株式会社社長兼CEO
パナホーム株式会社社長
ミサワホーム株式会社社長
元国土交通省九州地方整備局副局長
郡リース株式会社社長
積水化学工業株式会社社長
大和リース株式会社社長(規格建築部会長)
三井ブレコン株式会社社長
エス・バイ・エル株式会社社長
株式会社鴻池組社長
コマツハウス株式会社社長
三協フロンティア株式会社社長
三洋ホームズ株式会社社長
大成建設ハウジング株式会社社長
トヨタホーム株式会社社長
トヨタT&S建設株式会社社長
日成ビルド工業株式会社社長
事務局兼務
株式会社間組社長
百年住宅株式会社社長

件

原案のとおり承認した。
第4号議案 役員改選に関する件

常務理事会が推薦する候補者案のとおり理事21名、監事2名を選任した。以上をもって、すべての議案の審議を終了した。

続いて理事会を開催して、会長、副

会長、専務理事、常務理事を互選し、住宅、PC建築、規格建築の各部長を決定した。
総会後、会長、部会長等が出席して、記者会見を行い、報道関係30社31名に對して、平成22年度の取り組み及び各部署の活動状況等を発表した。

平成22年度事業計画

少子高齢社会の到来、安全・安心な住宅・建築物への要求の高まり等の経済・社会の動向及び住宅基本計画の推進や長期優良住宅法及び住宅瑕疵担保履行法の施行等ストック重視の住宅政策への転換を踏まえ、社団法人プレハブ建築協会は、住宅・建築界に期待される使命を認識し、建築生産のより一層の合理化と業界の活力ある発展を図り、住宅・建築環境の向上に寄与するため、次の事業を積極的に推進する。

I 提言・要望等

- (1) 住宅に対する消費税のあり方をはじめ住宅に係る金融・税制等の住宅・土地対策全般について、関係諸機関に対し積極的に提言・要望を行う。
- (2) 独立行政法人住宅金融支援機構に対しては、証券化支援業務等を通じて良質な住宅の供給に不可欠な長期・固定・低利の融資が大量かつ安定的に供給されることが可能となるよう

制度の拡充を要望する。

- (3) 建築基準法の見直しにより、建築確認に係る制度の合理化が図られるとともに、同法に基づく型式認定、製造者認証等の制度について、一層の効率化・合理化が図られるよう関係機関に要望する。
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「品確法」という。)に基づく住宅性能表示制度について、一層の効率化・合理化が図られるよう関係機関に要望する。

係機関に要望する。

- (5) 特に、住宅版エコポイント制度の拡充等優良な住宅の供給促進を図るため、各種制度の一層の充実を要望する。

II PC建築部会の活動計画

PC建築の需要の拡大、工業化技術の開発、PC部材の品質向上及び工業化建物の生産・施工の合理化を図るため、次の事業を行う。

1 PC関連事業の推進

- (1) PC部材品質認定事業について、定期認定審査の実施、国外認定制度の適応に関する検討及び認定取得工場に係る部材品質の向上に向けた活動の強化を行う。また、H認定におけるより高い強度への対応を図る。

- (2) PC工法施工管理技術者資格認定事業について、更新講習を実施するとともに、工業化技術を伝承する技術者の育成の観点から新規事業の検討を行う。
- (3) PC構造審査事業について、技術支援等を継続する他、新たな事業展開を検討する。

2 技術の研鑽

- (1) プレストレスト工法、PC工法による耐震改修工法、高強度コンクリートに打込まれたタイルの剥離追従性研究等の成果について、研修会を開催し技術の共有化を図るとともに、工業化建物の需要開発に向けた展開を図る。
- (2) 環境・省エネルギーに対応する工業化技術、既存WPCストック住宅のリニューアル技術等について、今後の営業ツールとして活用できるように技術資料の整理を行う。

3 技術支援

- (1) 日本建築学会、都市再生機構、首都大学東京等における調査研究について、部会活動に密接に関連するもの

に対し積極的に参加し、活動を支援する。

- (2) JASS10改定については、改定対応特別委員会において引き続き全面的な協力を行う。

4 広報活動

- (1) ホームページの活用及び部会誌「ENGINEERING INFORMATION」の発行による技術研修会、PC関連事業等に係る広報活動を推進する。
- (2) 工業化に関する各種講演会への参加、他団体との意見交換会の開催等を通じて、工業化技術の動向及び今後の方向性の把握を的確に行い、新たな広報戦略を策定する。

III 住宅部会の活動計画

2015年の住宅部会のあるべき姿を目指して住生活向上推進プランに掲げた2010年アウトプット目標に向かい、各委員会・分科会の取組みをより積極的に展開し、それぞれにおいて進捗の現状を踏まえた上で取組みの評価を行い、必要な場合は2015年に向けた見直し作業を行うこととする。

1 法・基準への的確な対応

- (1) 建築基準法等改正への制度対応
- (2) 住宅性能表示制度の活用推進

2 良質なストック形成

- (1) 長期優良住宅の普及推進
- (2) 良好な地域環境・まちなみ作り
- (3) 住宅履歴管理システムの検討

(4) 既存住宅評価・流通システムの活性化促進への取組み

- 3 温暖化・VOC対策の推進
- (1) 環境行動計画「エコアクション21」の推進
- (2) 省エネルギー技術の研究
- (3) 「VOC排出抑制に係る自主行動計画」の推進

4 SRの追求等

- (1) 業務管理規程を通じたレベルアップ
- (2) 顧客満足度の更なる向上
- (3) 会員への適切な情報提供を通じたレベルアップと住教育活動への取組み

5 広報活動の活発化

- (1) ホームページの活用促進
- (2) 一般向け啓発活動の機会拡大
- 6 住宅展示場事業の推進
- 桜上水駅前住宅展示場及び新・香芝ハウジングステーションの運営とPRの充実
- 7 住生活向上推進プランの積極的展開

IV 規格建築部会の活動計画

規格建築物の建設に係る事業の円滑化、品質の向上及び需要の拡大を図るため、次の事業を行う。

1 規格建築に関する広報

- (1) 海外支援応急仮設住宅に関するパンフレットによる関係部署への広報活動の推進及び海外版パンフレットの作成
- (2) 建設資材におけるプレハブ建築に関する価格動向の調査・検討

2 災害対策

- (1) 応急仮設住宅の備蓄に関する検討
- (2) 2階建て応急仮設住宅（組立）の標準化の検討
- 3 ユニットハウスに関する事業
- (1) 応急仮設住宅（ユニットハウス）標準仕様の作成
- (2) 2階建て応急仮設住宅（ユニットハウス）の標準化の検討

4 技術開発に関する事業

- (1) 「リユース鉄骨部材の運用管理指針」に基づく講習会の実施
- (2) 環境保全に関する啓発活動（研修会の開催）
- (3) 規格建築（軽量鉄骨）における建築基準法上の確認申請に係る課題検討
- 5 応急仮設住宅の維持管理
- (1) 平成20年に発生した岩手・宮城内陸地震における被災者用応急仮設住宅の維持管理及び解体
- (2) 平成21年に発生した台風9号水害（兵庫県佐用町）における被災者用応急仮設住宅の維持管理

6 その他

- (1) 図上訓練の実施
- (2) 協定締結地方公共団体への訪問による災害対策に関する意見交換

5月理事会を開催

- (3) 地方公共団体が主催する防災訓練及び図上訓練への参加
- (4) 「平成22年度応急仮設住宅建設関連資料集」の発行

V 各種委員会等の活動

1 瑕疵担保保険推進委員会

- (1) 住宅瑕疵担保履行法に基づく保険受託業務の推進

① 瑕疵担保保険推進委員会における住宅瑕疵担保履行法に関する基本問題の審議

- (2) 瑕疵担保保険実施委員会を通じて会員に対する情報提供及び特定団体検査員講習会の実施
- (3) 他の特定団体との情報交換による事務手続きの一層の円滑化
- (4) 特定プレハブ住宅品質委員会を通じた参加会員への設計施工基準の普及及び特定団体検査員に対する監査の実施

(2) 特定団体検査員の育成

- ① 団体検査員養成講習会の定期的開催
- ② 講習会用テキストの再編集
- (3) 特定団体の事業拡大
- ① 参加登録会社の拡充
- ② 保険法人における取扱商品の拡大への取組み

(4) 広報活動

- ホームページによる「TOPICS」や「JPA保険マガジン」の情報提供
- 2 一級建築士事務所

- (1) 東京都住宅供給公社からの委託によるHPC造等既存住宅の耐震診断業務及び耐震改修設計業務の推進
- (2) 既存PC造建物の耐震診断に関する相談業務、技術支援業務の推進

3 教育委員会

- (1) プレハブ住宅コーディネーター資格認定事業の推進
- 資格認定講習会カリキュラムの改定及び教育テキストの拡充
- (2) 住宅産業CS大会の開催
- (3) プレハブ建築品質向上講習会の開催

4 広報委員会

- (1) 会誌JPA及びホームページに関し、長期的な視点に立った見直しの実施
- (2) 広報に関する調査・研究の推進
- (3) Eメールを活用した情報提供の推進
- (4) プレハブ住宅販売実績調査の実施
- 5 PC工法溶接資格認定委員会の推進
- (1) PC工法溶接管理技術者資格認定事業の推進
- (2) PC工法溶接技能者資格認定事業の推進

VI その他業務

- (1) 「住生活月間」事業等に協力し、プレハブ住宅の普及に努めるとともに、関係団体との連携を密にし、これらの団体の実施する諸事業に適切に協力する。
- (2) 事業費の一層の効率化、合理化を図るとともに、管理費の節減に努める。

5月21日、10時29分より、如水会館（東京都千代田区）にて理事会を開催し、左記事項を審議・決定した。

記

〔審議事項〕

- 第1号議案 平成21年度事業報告案及び決算報告案に関する件
原案のとおり、第48回通常総会に提出することを決定した。
- 第2号議案 平成22年度事業計画案及び収支予算案に関する件
原案のとおり、第48回通常総会に提出することを決定した。
- 第3号議案 平成23年度4月・5月暫定事業計画案及び暫定収支予算案に関する件
原案のとおり、第48回通常総会に提出することを決定した。
- 第4号議案 任期満了に伴う役員選任に関する件
第48回通常総会において現役員の改選が行われることに伴い、定款細則第9条により、常務理事会（4月20日）が推薦する候補者案の提出を承認した
- 第5号議案 会員入会承認に関する件
株式会社ワークホームズから賛助会員への入会の申込みがあったので、定款第6条の規定により会員入会の承認を諮り、承認した。

新規会員(平成22年5月21日承認)

会員種類	賛助会員
会員名	株式会社ワークホームズ
代表者名	代表取締役社長 西山伸生(にしやま のぶいき)
本社所在地	〒523-0015 滋賀県近江八幡市上田町1293-1
事業種目	木造住宅施工・販売業、宅地建物取引業、損害保険代理店業

- 第6号議案 通常総会付議事項に関する件
第48回通常総会に関する付議事項について、原案のとおり承認した。

〔報告事項〕

- 専務理事より、各支部通常総会について報告した。

以上

主な活動 PC建築部会

PC建築部会では、PC部材を使用して工業化を高めた建築物、つまりPC建築の普及促進に向けて各種活動を実施しているが、以下にかいつまんで紹介する。

【事業】

PC建築部会が実施する事業として、まず、PC部材品質認定事業であるが、従来から実施している設計基準強度60N/平方mm以下を対象とするN認定、設計基準強度60N/平方mmを超え120N/平方mm以下を対象とするH認定について、引き続き品質認定事業を実施するとともに、昨年度から新たに、国外PC部材に関して設計基準強度60N/平方mm以下を対象とする国外N認定をスタートさせた。この国外N認定に対しては、昨年度は国外(中国)の4工場から申請がなされ、慎重な審査の結果、上海市で1工場、大連市で1工場の合計2工場を認定することにし

た。この国外部材認定制度の実施によって、輸入されるPC部材の品質が、我が国と同等のレベルまで向上されるものと確信する。

また、本年度は定期審査の年にあたるので、すでに認定を取得している工場に対して高品質なPC部材の供給が継続してなされるように審査を実施して、発注者が安心してPC部材を採用できるように努める。

このほか、PC建築部会が実施する事業として、PC構造審査事業ではPC建築の設計の的確性について引き続き審査を実施する。

さらに、PC工法施工管理技術者資格認定事業では、本年度は新規認定の申請を受け付けるとともに、第1回の認定を取得した技術者の更新講習会も実施する。

【技術の研鑽】

PC建築部会では、技術に関する委員会、分科会を設置して専門技術

の研鑽に努めている。昨年度までに実施したプレストレスト工法の普及のための資料作成、PC工法による耐震改修工法の提案資料作成、高強度PC部材に打ち込まれた先付けタイルの剥離追従性に関する研究などがまとまりつつある。

今後、各方面に向けて、これらの研究成果を積極的に展開し、PC建築の普及促進に役立てていきたい。

【技術支援】

PC建築部会では関係各方面への技術支援を積極的に実施しているが、特に、(社)日本建築学会の「建築

工事標準仕様書・同解説JASS10プレキャスト鉄筋コンクリート工事」の改定作業に対して積極的に支援し、幹事会の中に専門の特別委員会を設置して取り組んでいる。

また、首都大学東京が取り組む「WPC住宅ストック高度利用促進委員会」や、「(独)都市再生機構の「既存PC住宅階段室エレベータ増設委員会」に対しても、部会の専門技術者が各委員会に参画して、部会が保

有する技術やデータを提供し積極的に支援している。

【広報】

PC建築部会では、協会全体のホームページのほかに部会誌「ENGINEERING INFOR-MATION」での活動を通して部会の年度方針および中間活動報告、技術研修会の内容、新規PC部材品質認定取得工場の公表、PC工法施工管理技術者資格認定事業に関する事項等、会員各社に広報し、PC建築の普及促進に向けた活動を実施している。

PC建築部会は、PC建築の普及促進に向けた各種活動を通して、その成果が会員会社に提供されるのは当然だが、高品質で高性能なPC建築物は良好なストックの形成に大きく寄与すると同時に、環境配慮型工法として地球温暖化防止にも貢献できるものと考えている。これからも、着実に歩を進めて各種活動を活性化させて行きたい。

主な活動 住宅部会

本年度は部会として、新たに施行された「長期優良住宅普及促進法」及び「住宅瑕疵担保履行法」への適切な対応を図り、円滑な施行と会員各社の事業運営の安定に寄与した。

また、8月には夏季ゼミナールを開催した。内容は国交省・日本建築センター・住宅金融支援機構による今後の方向性と学識経験者による講演とし、会員相互の研鑽と交流を実施した。

【CSOに関する活動】

「プレハブ住宅の供給管理規準」における達成基準で本年度は「標準レベル」の90%以上達成し、昨年以上のレベルアップも確認した。また、会員の優れた業務事例をまとめた活動事例集を発行し、モデル事例発表会を4回開催した。また、国交省発行の「工事監理ガイドライン」を基に「プレハブ住宅版工事監理ガイドライン」を制定し、供給業務管理規準の付帯資料に位置づけた。

【技術に関する活動】

長期優良住宅認定制度への対応として、円滑な認定活動が行えるよう関係機関と積極的な調整を行った。エレベーター安全基準改正に関して、各社の認定・認証書の再取得に向けて関係機関の調整を行った。建築基準法の改正関連では、工業化住宅の増築申請の基準緩和要望を行い、建築確認手続きの運用改善に関するパブリックコメントに対して意見をとりまとめ提出した。

技術基準の作成に係わる活動としては、建築用薄板溶接構造設計施工指針の整備・普及活動、木質接着複合パネルの構造計算合理化に向けた指針策定に継続して取り組みを行った。また、プレキャストコンクリート部材の製造特性を考慮したコンクリートの耐久性に関するBCJの任意評定を取得した。

【環境に関する活動】

環境行動計画「エコアクション

21」を推進し、住宅の生産・供給に係わる総合的な省エネ化に努めた。

その結果、前年比容積にして976万㎡のCO₂削減を行った。これらの環境活動計画の2008年度実績報告書を作成し、広く公開を行った。工業化住宅の工法別解体ガイドラインを「解体工事指針」として完成させた。良好な地球環境やまちなみの創出活動として、「良好な住環境の設計ガイドライン」を作成した。

【労務安全に関する活動】

神戸地区・松山地区にて現場安全パトロールを実施するとともに、労働災害報告書第13版を作成。

【公的住宅に関する活動】

日本型HOA推進協議会とともに住宅地に絞ったエリアマネジメント研究を進め、調査及びシンポジウムを開催などを行った。

【リフォームに関する活動】

教育委員会実施の「プレハブ建築品質向上講習会」において東京・京都の2会場でCS向上、リフォーム担当者育成をテーマに研修会を実施。

【低層集合住宅事業に関する活動】

優良な賃貸住宅の普及を目的に会員各社の商品紹介及び供給事例をホームページに掲載するなど積極的な情報発信活動を行った。

【広報に関する活動】

情報発信活動の一層の充実を目指し住宅部会ホームページ内に戸建住宅紹介ページを開設。報道関係者向けに見学会を開催し、3月には住宅部会活動紹介を懇親会にて行うなど積極的な活動を展開した。

【展示場運営に関する活動】

桜上水駅前住宅展示場にて各種相談会・展示会などを開催するなど、最先端の住情報発信に努めた。

平成22年度事業計画

本年度は、次年度に予定される建築基準法改正の為の見直し作業が予定されていることから、行政側と密接な情報交換に努め積極的に活動して参ります。また、各委員会・分科会活動においては「住生活向上推進プラン」に掲げたアウトプット目標に向かい、着実に成果を上げてまいります。

主な活動 規格建築部会

本部会が平成21年度に行った事業は次のとおり

1. 規格広報に関する事業

(1) 「The Stage of Life」の改訂

規格建築物の広報業務として「The Stage of Life」の改訂を行い、CD版と共に各会員へ配布した。

(2) 仮設建物工事における下請け工事の防災保険への対応

請負契約（賃貸借契約を含む）の仮設建物工事における防災保険の取り扱いについて、本部会の統一見解を明確にし、各会員に対し周知徹底を図った。

2. 災害対策に関する事業

(1) 応急仮設住宅等の供給体制の整備

「応急仮設住宅建設関連資料集」（21年度版）を刊行し、会員及び「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき全都道府県に送付、東京都、神奈川県を始めとする1都1道13県（北海道、岩手県、宮城県、東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、新潟県、長野県、石川県、静岡県、和歌山県、兵庫県、福岡県、熊本県）を訪問し、意見交換等を行

った。

「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」は本編、施工編及び補足資料

編の3部構成へ改訂し、CD版と共に各会員へ配布し、災害時の緊急連絡のための確認調査も実施した。

(2) 図上訓練の実施と地方自治体の同訓練への参加

平成22年1月13日、本協会にて、災害時の応急仮設住宅の建設を想定し、本部会会員12社（21名）参加の下、図上訓練を実施した。同訓練の実施要領等は部会員の活用を期して配布した。

自治体の同訓練については、静岡県（静岡市）、愛知県（岡崎市）、神奈川県（横浜市）、千葉県（千葉市）、兵庫県（神戸市）の各訓練に参加し、

応急仮設住宅の建設に関する講演と、同仮設住宅建設候補地の選定や住棟配置図の作成等への助言・指導を行った。

(3) 地方自治体の防災訓練等への参加

平成21年度も、福岡県（筑紫野市）、静岡県（袋井市）、東京都（世田谷区等、江東区）、北海道（余市町）、

宮城県（登米市）、八都県市（山武市）、和歌山県（御坊市）、長野県（伊那市）、愛知県（岡崎市）の各訓練へ参加した。

参加した防災訓練では、本部会が行っている災害対策業務等の資料を

配付し、応急仮設住宅の実物や写真パネルの展示を行った。

(4) 応急仮設住宅の建設

「平成21年台風9号」（8月9日）の被災者のための応急仮設住宅等を（兵庫県佐用町）に44戸（談話室）建設し、9月15日までに引き渡した。

(5) 応急仮設住宅の維持管理及び解体

「新潟県中越沖地震」に伴い建設した応急仮設住宅の維持管理等の業務を新潟管理センターが行った。

応急仮設住宅の解体復旧は、平成21年11月末日にて終了し、同管理センターは平成22年3月末日にて閉鎖した。

(6) 「海外支援応急仮設住宅」作成等

海外支援活動のためのパンフレット「海外支援応急仮設住宅」及びCD版を作成し、各会員へ配布した。「ハイチ大地震」、「チリ地震」の発生に伴う問い合わせに対応した。

3. 技術開発に関する事業

(1) 「リユース鉄骨部材の運用管理指針・同解説」の改訂

資源問題や環境問題等への対応を更に推進するため、「中古鉄骨部材の運用管理指針」を改訂し、「リユース鉄骨部材の運用管理指針・同解説」を発行し、各会員へ配布した。

(2) 「プレハブ建築について」の活用調査

建築基準法改正以降の建築物の構造審査への対応として、パンフレット「プレハブ建築について」の活用状況調査を行った。

(3) J I S A 3 3 0 4 の継続・廃止

J I S A 3 3 0 4（組立仮設建築物の構造設計標準）について検討を重ね、当面は同規格の継続とした。

平成22年度事業計画

平成22年度事業計画は以下のとおり。

(1) 「海外支援応急仮設住宅」による広報活動の推進

(2) 応急仮設住宅の備蓄、2階建て同住宅の標準化等の検討

(3) 「リユース鉄骨部材の運用管理指針」に基づく講習会等の実施

(4) 規格建築における建築基準法上の課題の検討

(5) 図上訓練の実施、自治体の防災訓練等への参加等

(6) 災害対策業務等の推進
(7) 応急仮設住宅の維持管理・解体

主な活動 教育委員会

プレハブ住宅コーディネーター資格認定事業

新規講習会

平成21年度は、新規講習会(2回)を14会場で開催し、新規登録者は、726名であった。累積登録者総数は、2万8555名となった。

資格更新

(1)資格登録5年目の対象者に対し、更新講習会を8会場で開催し、受講者470名を更新登録した。

(2)更新(2回目)は対象者872名の内、534名が更新した。

(3)更新(3回目)は対象者662名の内、405名が更新した。

5年毎の更新手続きを経た有効登録者数は、1万3819名である。

お客様アンケート調査

平成20年度に教育委員企業10社の戸建住宅に入居した1000名を対象に「信頼される住まいづくり」アンケート調査を実施した。

調査の結果、営業担当者に対する

主な活動 瑕疵担保保険推進委員会

瑕疵担保保険実施委員会の活動

①(財)住宅保証機構(以下「機構」と略す)の瑕疵担保保険申込み時に必要な書類につき、認定、認証等を受けた住宅に関する図書省略規

②現場検査員が第1回検査時に用いる「現場検査チェックシート」に対する「プレハブ工法用記載マニュアル」を作成し、会員各社等に展開した。

③保険業務委託先の選択肢拡大を図り、有利な条件で瑕疵担保保険を利用できるよう、従来の機構に加え、(株)住宅あんしん保証及びハウスプラス住宅保証(株)の両法人より認定団体の資格を取得した。

特定プレハブ住宅品質委員会の発足と活動

平成21年5月に特定プレハブ住宅品質委員会を発足させ、特定プレハブ住宅の品質確保及び特定団体検査員の育成等に関する活動を開始した。

監査WGにおいて「特定プレハブ住宅検査員監査マニュアル」を作成し、

平成21年10月より5社19回の監査を実施した。

特定団体検査員の養成

特定団体の瑕疵担保保険に必要な第1回目の自主検査を担当できる参加登録会社の現場検査員を養成するために、特定団体検査員講習会を4回実施し、新たに32名の検査員を加え、総勢292名を機構に登録した。

広報活動

特定団体の認知のため「JPA」への情報掲載をはじめ、「瑕疵担保保険事業」のホームページに、「TOPICS」や「保険マガジン」として、最新情報等を定期的に掲載した。

瑕疵担保保険の取次実績

平成21年4月より9社921件の申込みを受け、書類審査の上、機構に登録した。

「良好な住環境の設計ガイドライン」 をHPに掲載

住宅部会環境分科会まちなみワーキンググループでは、環境行動計画エコアクション21における「住宅を通じた良好な地域環境やまちなみの創出」に関わる活動の一つとして、2010年4月に「良好な住環境の設計ガイドライン」をホームページに掲載しました。



良好な住環境の設計ガイドライン



まちなみ景観評価の提案

「良好な住環境の設計ガイドライン」は、2008年3月に発表した「まちなみ景観評価の提案」の景観に対する評価項目（1.まち・街区要素 2.街路景観要素 3.家並み景観要素 4.家並み景観要素（外構） 5.住民の取組み）に基づき、財団法人建築環境省エネルギー機構による「建築環境総合性能評価システムC ASBEEすまい「戸建」（2007年版）」の「Q3 まちなみ・生態系をゆたかにする」「LR3 地球・地域・周辺環境に配慮する」の景観・

自然環境への配慮項目を整理して作成しています。「良好な住環境の設計ガイドライン」は、「1.環境に配慮した美しいまちなみ」「2.まちなみに配慮した住宅」「3.まちなみに配慮した外構」「4.まちなみに配慮した緑」「5.安全・安心への配慮」「6.住まいや外構の育成管理」の6つの章から構成されています。

ガイドラインの項目の中で、「まちなみ景観評価」で示されている項目については、評価の対象となる景観要素と番号が示されており、「C ASBEEすまい「戸建」（2007年版）」で扱われている評価項目については、（C ASBEE戸（No））のマークが記載されています。又、プレハブ住宅では実現が難しい要素もありますが、まちなみ景観を考える上では重要な項目を（コラム）として、まちなみ景観には特に影響はありませんが、自然環境を考える上では重要な項目については、（自然環境への配慮）として取り上げています。

まちなみワーキンググループでは、年1回開催されます「プレハブ住宅コーディネーター更新講習会にて、「良好な住環境の設計ガイドライン」を紹介し、普及啓発に努めます。優れた住環境や環境に配慮したまちなみが、少しでも住む人の資産価値に反映され、会員各社が先導して「環境に配慮した美しいまちづくり」の推進に取り組むことを願い作成致しましたので、ホームページよりダウンロードして活用して頂く事をお待ちしております。

詳細は <http://www.purekyo.or.jp/bukai/jutaku/kankyo/>

1000 棟当たりの災害件数は昨年から減少し 1.75 件に 平成 21 年労働災害発生状況報告

住宅部会 労務安全分科会はこのほど、平成21年度の住宅部会所属18社（別記）の労働災害発生状況を調査した結果を報告書にまとめた。

同報告では、同会員の完工棟数は対前年比10.8%減の78,992棟、災害発生件数は同比48%減の138件となった。（表1参照）

1,000棟当たりの災害件数も大幅に減少し1.75件であった。過去12年間で始めて2.0件を下回った。

さらに、災害発生状況の分析から、①作業分類別では「建方工事」と「内部造作工事」で全体の46.0%、②職種分類別では「大工職」と「トビ足場職」で同42.0%、③型別・起因別では「墜転落災害」と「切れこすれ災害」で同67.4%と依然として大きなウエイトを占め、それぞれについては今後も安全対策を重点的に講じる必要があるとしている。（表2、3、4参照）

調査の結果概要等は以下のとおり。

〈住宅部会 調査対象18社〉

旭化成ホームズ(株)、エス・バイ・エル(株)、国土建設(株)、三洋ホームズ(株)、積水化学工業(株)、積水ハウス(株)、(株)セレコーポレーション、大成建設ハウジング(株)、大洋ヨーコン(株)、大和ハウス工業(株)、トヨタホーム(株)、トヨタT&S建設(株)、パナホーム(株)、百年住宅(株)、ミサワホーム(株)、(株)レオパレス21、レスコハウス(株)、日本ハウス(株)

表1 完工棟数、災害発生件数

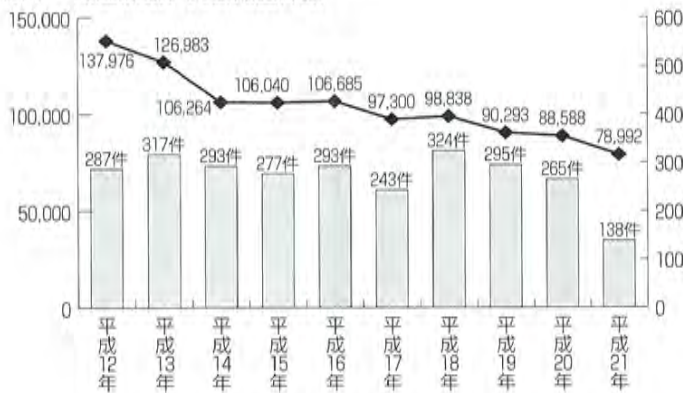


表2 作業分類別災害発生状況

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
建方	17.3%	12.9%	25.2%	26.3%
内部造作	27.5%	19.7%	23.7%	19.7%
外装	6.2%	8.8%	8.3%	8.8%
基礎	7.1%	6.4%	5.6%	5.8%
設備	4.3%	5.4%	3.4%	8.8%

※平成21年度の上位5項目

作業分類別発生状況では第1位が「建方工事」で26.3%、第2位が「内部造作」で19.7%であり、この二つの作業で全体の46.0%を占めている。この傾向はここ数年変わらず、3~4割強を占める状況が続いている。本年の特筆すべき事は、「内部造作」は4.0ポイント減少したが、「解体」「屋根」「設備」は、全体に占める割合は低いが、ポイントは倍増したことである。

各々の作業に応じた安全対策を、今後も重点的に推進する必要がある。

表3 職種別災害発生状況

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
大 工	38.6%	34.9%	36.5%	32.6%
トビ・足場	10.2%	12.2%	8.6%	9.4%
解 体	4.3%	3.1%	2.6%	6.5%
基 礎	8.0%	6.4%	4.5%	5.8%
電 気	0.3%	5.4%	2.3%	5.1%

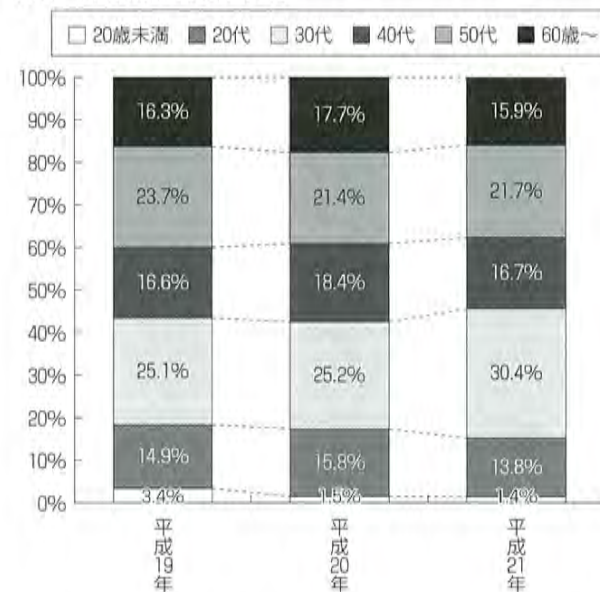
※平成21年度の上位5項目

表4 型別・起因別災害発生状況

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
墜 転 落	48.5%	49.8%	46.8%	52.2%
切れ・こすれ	18.8%	18.6%	19.6%	15.2%
飛来落下	1.9%	0.7%	3.8%	10.9%
転 倒	9.6%	8.1%	2.3%	8.7%

※平成21年度の上位4項目

表6 年齢別災害発生状況



年齢別災害発生状況では前年同様、第1位が30才代、第2位が50才代となっている。第1位の30才代では全体に占める割合が前年より5.2ポイント増加し30.4%となっている。また、第2位の50才代では、その割合は21.7%となり横ばいである。若年労働者はもとより、現場慣れしている熟年労働者への安全意識の一層の啓発が必要である。併せて、現場では作業者の経験年数、年齢、技能等に配慮した作業方法の決定、適正配置等が重要管理項目であり、60歳以上の高齢者への配慮と対策についても必要である。

職種別災害発生状況では、第1位が「大工職」で32.6%、第2位が「トビ足場職」で9.4%。1位と2位はやや減少したものの、全体の42.0%を占めている。本年の特筆すべき事は、「解体職」が6.5%、「板金職」「電気職」が5.1%、「給排水職」が4.3%と全体に占める割合は低いが、ポイントは倍増したことである。

第1位の「大工職」は、作業時間が長いこともあり、気の緩みや慣れ等のヒューマンエラー防止の対策が重要である。第2位の「トビ足場職」は、足場等からの墜落防止等の対策の強化を図るために、労働安全衛生規則が改正（平成21年6月1日施行）されており、足場組立解体時の墜落防止措置及び物体の落下防止措置の徹底、実施が重要である。

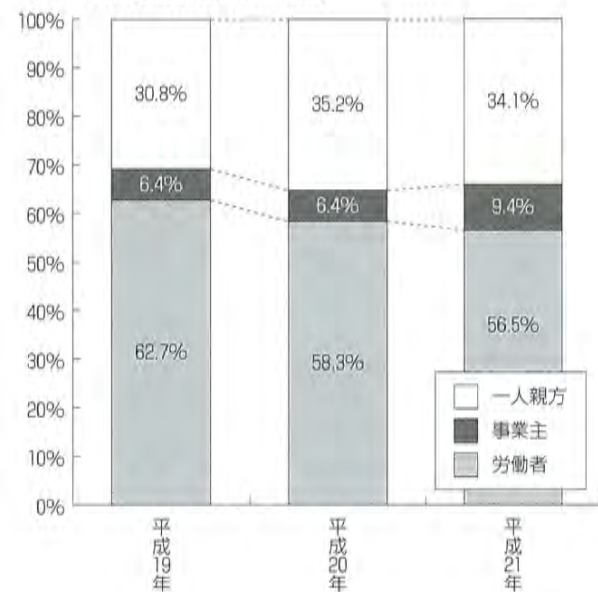
型別・起因別災害発生状況ではここ数年、二大災害とされる「墜転落災害」と「切れこすれ災害」が第1位、2位で全体の67.4%を占めており、依然として7割弱を占めている。

「墜転落災害」は前年より、5.4ポイント増加しており、起因箇所は足場、脚立、ハンゴ、開口部、屋根の5箇所で62%を占めている。

また、「切れ、こすれ災害」の起因物は、丸ノコ、グラインダー、釘打機、カッターによるものが57%を占めている。特に「墜転落災害」は重篤災害になる可能性が非常に高く、足場からの墜落防止対策強化のために労働安全衛生規則も昨年改正されており、高所作業における作業床、2段手摺り、安全ネット等の設置や安全带使用の徹底がこれまで以上に重要である。

この二大災害に対しては抜本的対策の立案とその徹底が急務であり、会員各社共引き続き対策の最重要課題として捉える必要がある。

表5 雇用形態別災害発生状況



雇用形態別で見ると住宅業界の特徴でもある一人親方の災害が34.1%、事業主が9.4%で合せて43.5%を占めている。前年に比べると一人親方及び事業主の災害が1.9ポイント増加しており、全災害の約4割という現実は、軽視できない。

一人親方及び事業主の災害防止活動の強化にあたっては、元方事業者として責任ある安全衛生管理が重要である。また同時に、きめ細かな思いやりのある指導と支援が必要である。

JPA

2010年7月号 vol.39-238 平成22年7月28日発行

発行所 社団法人プレハブ建築協会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-3-13 M&Cビル5階 TEL03-5280-3121(代表)

ホームページ <http://www.purekyo.or.jp/> E-mail:info@purekyo.or.jp

編集発行人 菊田 利春

編集委員 主査 中村 孝・広報委員会(ミサワホーム(株))

岩本 教季・住宅部会(旭化成ホームズ(株))

菊池 潤・規格建築部会(コマツハウス(株))

青谷 茂樹・PC建築部会(㈱鴻池組)

篠崎 高臣・教育委員会(トヨタ自動車(株))

嶋津 和男・プレハブ建築協会(事務局)

古口 義徳・プレハブ建築協会(事務局)

編集協力 株式会社創樹社

北海道支部 〒065-8550

札幌市東区北6条東8-1-10

TEL.011-743-5066 FAX.011-750-3203

中部支部 〒460-0008

名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル5階

TEL.052-251-2488(代) FAX.052-261-4861

関西支部 〒540-0032

大阪市中央区天満橋京町2-13 ワキタ天満橋ビル6階

TEL.06-6943-5016(代) FAX.06-6943-5904

九州支部 〒810-0002

福岡市中央区西中洲12-25 岩崎ビル5階

TEL.092-716-3930 FAX.092-716-3930